

# 中小企業等の事業主の方を応援します。

## 入善町経営アドバイザー派遣事業補助金を創設しました

経営手法の習得又は経営革新に取り組む中小企業等又は新規創業者に指導及び助言する経営アドバイザー派遣事業を利用した場合、講師派遣等に等に要した経費に対して補助金を交付します。

### ● 補助対象者

- ・経営手法の習得又は経営革新に取り組む中小企業等又は新規創業者に指導及び助言する経営アドバイザーを派遣する事業であって、公益財団法人富山県新世紀産業機構、富山県商工会連合会が実施するものを利用するもの
- ・入善町内に事業所を有すること又は新規創業者であること
- ・町税の滞納がない者

### ● 補助率等

- ・事業に係る利用者負担金1回当たり1万円、年度内派遣回数5回を限度として積算した負担金総額の2分の1以内の額

### ● 申請方法

次の書類を提出してください。

- (1)様式第1号「入善町経営アドバイザー派遣事業補助金交付申請書」
- (2)関係書類(派遣要請書写し)
- (3)町税滞納有無調査承諾書
- (4)請求兼振込依頼書
- (5)債権者登録申請書(町に登録のない方のみ提出)

#### ■問い合わせ先

入善町役場 キラキラ商工観光課 商工観光係  
〒939-0693

富山県下新川郡入善町入膳3255番地

TEL 0765-72-1100(内線323)

FAX 0765-74-2108

【URL】<http://www.town.nyuzen.toyama.jp>

## 入善町経営アドバイザー派遣事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の経営アドバイザー派遣事業を利用する者の負担を軽減し、利用者を支援することを目的として、入善町補助金等交付規則（昭和35年入善町規則第2号）に定めるもののほか、入善町経営アドバイザー派遣事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 常時雇用する従業員の数が100人（卸売業・小売業・サービス業にあつては50人）を超えない小規模事業を営んでいる事業者又は企業
- (2) 新規創業者 前号に規定する中小企業等として小規模事業を新規に営む予定の者
- (3) 経営アドバイザー派遣事業 経営手法の習得又は経営革新に取り組む中小企業等又は新規創業者に指導及び助言する経営アドバイザーを派遣する事業であつて、公益財団法人富山県新世紀産業機構、富山県商工会連合会が実施するもの。

(補助金の交付対象)

第3条 町長は、次に掲げる要件の全てに該当する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- (1) 経営アドバイザー派遣事業を利用していること。
- (2) 入善町内に事業所を有すること又は新規創業者であること。
- (3) 町税を滞納していないこと。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、事業に係る利用者負担金1回当たり1万円、年度内派遣回数5回を限度として積算した負担金総額の2分の1以内の額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、入善町経営アドバイザー派

遣事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、交付予定額及び交付条件を定め、入善町経営アドバイザー派遣事業補助金交付決定書（様式第2号）で申請者に通知するものとする。

第7条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 補助金の交付を受けている者が、第3条の規定による補助金の対象者に該当しないとき。

(2) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。